

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 11 月 4 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600705 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600271 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 12 月 11 日の標準賞与額を 31 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 11 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 12 月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 12 月 11 日

A 社に勤務している期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。

賞与明細書は保有していないが賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賞与支給控除一覧表により、請求者は、平成 21 年 12 月 11 日に同社から 32 万 4,819 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 (32 万 4,000 円) より低い標準賞与額 (31 万 7,000 円) に基づく厚生年金保険料 (2 万 4,867 円) を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、31 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事

業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 2 月 24 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600696号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600272号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を9万7,000円、平成16年7月9日の標準賞与額を11万7,000円、同年12月10日の標準賞与額を12万5,000円、平成17年7月8日の標準賞与額を10万9,000円、同年12月9日の標準賞与額を11万円、平成18年7月14日の標準賞与額を11万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成16年7月9日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月8日
⑤ 平成17年12月9日
⑥ 平成18年7月14日

A社に勤務した請求期間①から⑥までの標準賞与額の記録がない。賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から⑥までに係る賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払を受け、請求期間①から④までについては、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認でき、請求期間⑤及び⑥については、当該賞与額に見合う標準賞与額

に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間①は9万7,000円、請求期間②は11万7,000円、請求期間③は12万5,000円、請求期間④は10万9,000円に、請求期間⑤及び⑥に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間⑤は11万円、請求期間⑥は11万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600269号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600273号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を10万1,000円、同年12月10日の標準賞与額を11万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間の標準賞与額の記録がないことを知ったので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、上記複数の同僚が保有する請求期間①及び②に係る賞与明細書により、いずれも当該賞与額から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記普通預金元帳並びに賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求期間①は10万1,000円、請求期間②は11万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社

会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。